

平成二十一年三月十三日

平成二十一年第二回北方町議会定例会会議録

(第三日)

一、出席議員及び欠席議員

出席議員

一番	鈴木浩之
二番	安藤浩孝
三番	廣瀬和良
四番	中村広一
五番	福井裕子
六番	立川良一
七番	戸部哲哉
八番	井野勝巳
九番	日比玲子
十番	田中五郎

欠席議員 なし

二、職務のため出席した事務局職員の氏名

議事局長	高橋善明
議会書記	木野村幸子
議会書記	小林卓二

三、説明のため出席した者の職氏名

町長	室戸英夫
副町長	山本繁美
教育長	宮川浩兵

四、議事日程

第一 会議録署名議員の指名

第二 一般質問

参事兼	大平喜義
都市環境農政課長	
総務課長	村木俊文
税務課長	高橋勉
住民保険課長	山田忠義
福祉健康課長	木野村隆司
上下水道課長	豊田晃
会計室長	渡辺雅尚
教育課主幹	末松豊生

五、本日の会議に付した事件

日程第一から日程第二まで

午前九時三十二分 開議

一、議長 井野勝巳君 おはようございます。

連日、大変御苦労さまでございます。

また、本日は早朝から御出席をいただきまして、ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は十人です。定足数に達しておりますので、議会は成立をいたしました。これより平成二十一年第二回北方町議会定例会第三日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に印刷配付のとおりであります。

日程第一 会議録署名議員の指名

一、議長 日程第一、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第百十二条の規定により、議長において三番廣瀬和良君及び四番中村広一君を指名いたします。

## 日程第二 一般質問

一、議長 日程第二、一般質問を行います。

通告書の受領の順序により質問を許します。

最初に、安藤浩孝君。

一、二番 安藤浩孝君 それでは、議長のお許しをいただきましたので、ただいまから一般質問を始めさせていただきます。

まず一つ目でございますが、交通政策についてお尋ねをいたします。

市民団体、岐阜西部公共交通を考える会では、平成十七年五月十九日、当時の白木聡町長に、バスを中心としたより利用しやすい公共機関のあり方を含め、五項目の要望書を提出いたしました。既存バス、揖斐線の代替バス、もとバスなど、コミバスが共同乗り入れできるバスターミナルを県営団地に設置をしてほしい。北方く JR 穂積駅へのアクセス向上のため、既存の北方穂積線に加え、大野穂積線を北方に乗り入れたルートにするよう関係機関に求めてほしい、三つ目、バス停留所の整備について、四つ目、停留所に駐輪場を併設してほしい、五つ目、バス停の位置、どういったルートで運行しているのかわかりやすいバスマップと時刻表の配布をしていただきたい、以上、五点の要望でありました。機会があるごとに再三、当時の白木町政にお願いをしてまいりましたが、私たち市民団体の力不足もあり、どれ一つ実現に至ることはできませんでした。平成十九年一月、室戸新町長は、草の根民主主義、住民本位の目線を持ったわかりやすい町政をスタートされました。前町政では、なかなか前に進まなかった五項目の要

望であります。室戸新町長の公約の一つでもありましたバスターミナルを含め、北方町における公共交通のビジョンが一步一歩確実に明確なものになってまいりました。この場をおかりいたしまして、お礼を申し上げます。ありがとうございます。

新年度一般会計予算書をひもときますと、バスターミナル建設費用三千万円が計上されておりますが、概要、着工時期、また運用開始時期などをお聞かせください。また、バスターミナル完成後は、バス路線をわかりやすく、便利で使いやすいものとする再編計画や、バスを中心とした公共交通のあり方の検討が必要かと思われま。そこで、町やバス事業者、道路管理者、町民らによる公共交通活性化協議会の実施は、いつ、どのようになっておりますか、お聞かせください。

二点目の要望でありましたバス路線、大野穂積線の北方町への乗り入れであります。本町担当とバス事業者、道路管理者、沿線自治体との四年を越す粘り強い交渉におきまして、四月一日、運行を開始することになりました。悲願の穂積駅への乗り入れが既存路線十二本と合わせて四十三本となり、名古屋圏への通勤、通学者が増加する中、大変利用しやすい時刻運行になりました。本場に町当局の皆様、御苦勞さまでした。ありがとうございます。さて、旧路線は、一日百四十から百五十人の従業員の利用があった大野町のパナソニックの子会社が九月でもって完全閉鎖のため、十月からは、大野町、本巢市、北方町の沿線住民だけになります。平成二十年四月から九月までの利用者は、パナソニック分を除くと一万一千五百八十六人で、一日六十四人、一日三十一本運行しておりますので、一本当たりの利用者は二・〇六人で、大変驚愕する数字であります。採算ベースは、岐阜バスに聞いてみますと、一本当たり大体十人は欲しいという数字であります。

で、大変な数字になっております。ただ、幸いにも沿線には第一高校、国立高専、本巣松陽高校などが利用できるバス停が高砂町にあり、潜在的な需要掘り起こしが急務だと思われます。本巣市では、コミバスとの連携、パークアンドライドなどの導入計画などがあり、沿線挙げてこのかけがえのない路線が一大幹線になることを願うばかりであります。当町においても、新たな利用者の掘り起こしを考えていかなければならないと思ひます。

広報「きたがた」三月号に、この新路線の路線図、時刻表、停留所などが記されたものが二面にわたり掲載をされました。それは大変わかりやすい内容のもので、周知時期もタイムリーで、多くの町民の方にこの路線が認識されたのではないでしょうか。せっかく新路線が運用開始されても、利用者が伸び悩めば、秋の九月のダイヤ改正時に、減便、もしくは廃止になっては、六次総合計画のアンケートで一番高い支持を受けた北方町の将来を希望するまちづくりは、道路や歩道、バス路線が整備された交通の便がよい町の要望にこたえることができないことは無論のこと、六次総合計画の施策の大綱は絵にかいたもちになってしまいます。その対策として、ソフト、ハード両面において何かお考えがあればお聞かせ願ひます。

三つ目の要望でありました停留所の整備につきましては、昨年十月の本巣消防署前のバス停、この四月開設予定の柱本南のバス停など、新設バス停が二カ所ふえましたことで、家の近くでバスに乗れるという身近な生活の足として利用促進につながり、役所の目線ではなく、住民の目線で迅速に行政を進められていることに町民から高い評価を受けているものであります。これからも、一つ一つ丁寧に利用される町民の皆さんの側に立って事を進めていただきたいと願ひます。

もう一つの要望でありました、全路線の時刻表とわかりやすいバスマップの配布であります。まだ実現はされておりません。こういった時刻表、バスマップなどのソフト面の充実が急がれます。私たち西部公共交通を考える会では、独自にバスマップを作成し、四月一日から配布を考えております。バスターミナル完成後には、運行時刻、運行経路、バス停の統廃合などが必ず行われると思ひます。ぜひその機会をとらえて、作成、配布をお願いしたいと思ひますが、いかがでしょうか。一つ目の質問を終わります。

一、副町長 それでは最初に、バスターミナルについての御質問ですが、御承知のとおり、平成十七年の三月末をもって名鉄揖斐線が廃止されて以来、バス交通が北方町唯一の公共交通機関となっております。また、さきの北方町第六次総合計画の策定時におけます町民アンケート調査でも、行政の町民ニーズが一番高かったのがこのバス路線の充実であります。そこで町としましては、バス路線の充実と利便性を図る最も有効な方策の一つとして、バスターミナルの設置を室戸町長が就任以来、精力的に進めてきたわけでありまして、今回、新年度予算で、今議員が言われるとおり、バスターミナルの整備工事費の三千万円を初めとして、関連予算を計上させていただいたわけでありまして、一方で、建設予定地でもあります県営北方住宅の一部、土地の借用につきましては、再三にわたって県と協議を重ねてきました結果、先日、まだ三月の初めですが、県の所管課長でもあります住宅課長から、この三月の本定例議会において、予定地に建っておりますB棟の建物二棟分の取り壊し費用や測量費用、あるいは移転補償費など、関連経費約二千万円を予算計上している旨の説明を受けたところでありまして。よって、新年度に入りましたら、できるだけ早い時期に県の

方に取り壊し方お願いしまして、その後、町としましては、更地となった用地約千四百十平米ですが、借地契約を県と交わしまして、直ちにバスターミナルの建設に着手していきたいと考えておるところであります。

なお、規模や時期等につきましては、先ほど言いました、非常に限られた土地千四百十平米の中ですので、岐阜市や穂積駅方面への専用のバス停と、逆に本巣市や大野町方面専用のバス停二カ所と、駐輪場の設置が考えられるわけであります。詳細な内容につきましては、専門家である設計士に委託して、より効率的なバスターミナルになるよう格別配慮していきたいと考えております。また、完成時期等につきましては、県の取り壊し工事の進捗状況にもよりますが、できれば北方町の希望としましては、年内に完成させ、翌年度の四月一日から運用開始ができるよう、岐阜バスと調整、協議をしていきたいと考えています。

次に、公共交通活性化協議会についてであります。これからの交通バス路線の充実、利用促進を図っていく上で、行政やバス事業者はもとより、実際に利用していただく住民の代表者や学識経験者等、十三人ほどの協議会委員をお願いしまして、北方町民にとつてより利便性の高いバス路線となるよう、幅広い意見や提言を集約するための公共交通活性化協議会を立ち上げていきます。その立ち上げにつきましては、新年度のできるだけ早い時期に立ち上げまして、年五回ほどの会議開催を見込んでおるところであります。

次に、大野穂積線の利用促進につきましては、議員からも今あったとおり、北方町の乗り入れが可能となりまして、穂積駅等への利用が大変便利になりましたが、今後の利用状況、あるいは乗客数によつては、九月のダイヤ改正時には縮小または廃線になる

可能性もあるわけであります。町としましては、今後とも町民の利用増を図るため、広報等での啓発を初め、老人クラブ等の各種団体にも利用を呼びかけていくとともに、現行の岐阜バス北方穂積線の助成バス券、無料のバス券ですが、このバス券につきましては、利用路線を大野穂積線まで利用拡大することや、さきの協議会からのソフト面及びハード面も含めまして、いろんな意見や提言を踏まえて、可能な限り対応していくことで新たな利用者を掘り起こしていきたいと考えておるところであります。

最後に、バスマップや時刻表につきましては、先ほど議員から立派なバスマップを見せていただきましたが、町としましては、バスターミナルが完成し、バス路線の再編等によりバス路線等がある程度固定化、定着した段階でこのようなバスマップ等を作成配布についても検討していきたいと、そのように考えておりますので、よろしくお願いします。以上であります。

一、二番 安藤浩孝君 再質問ということとお願いであります。バスターミナルと、それから大野穂積線、それからバスマップ、時刻表についての三点について、ちよつとお尋ね、またお願いをしたいと思ひます。

今のバスターミナルの方は、専門家である設計士等々でお願いしたいということですが、私たち団体の方で乗降調査、聞き取り調査等たくさんやっておりますが、やっぱり利用者の声を最大に聞いていただきたいということあります。バスターミナル設置が一番多かったのは、やっぱり雨の日、風の日、雪の日、また夜でも安心して待合室、一つの駅という部屋、そういうところからバスターミナルという発想が出てきたもので、せっかくバスターミナルをつくっていただいても、よそのバス停と全く同じ規模な

ら利用は少ないと思います。これは。やっぱり、よそのバス停にないもの、つまりいろんなバス停を、二十一北方町にあるんですが、大変暗くて、ちよつと夜など不安なバス停というのは結構あるんです。それで、バスターミナルへ行けば電気がこうこうとついで、部屋もあり、冬でも雪の日でも安心して待つておられるというのが一番望まれておると思いますので、ぜひ、よそのバス停とは違うものをつくっていただかないと、本当に利用、活用からちよつと遠くなってしまうんじゃないかという気がいたします。ぜひ専門家である設計士さんも当然ながら、あと岐阜バスの運転手さんの専門的な御意見も当然ながら、利用者側に立ったものでひとつお願いしたいと。特に、行政がやられるものは、比較的見ばえがいいものがつくられて、なかなか機能的に利用者側からどうかなあというのがあるんですけど、バス停の場合は、見ばえも何もないと思いますので、使われる側に立ったものをひとつお願いしたいというふうに思います。

それから、二点目の大野穂積線ありますが、実はことしの二月に、岐阜バスの社長が大野バスセンターから旧糸貫、北方を通りまして、この路線に沿って穂積駅まで実際にバスを試走されて、実際に乗られたらしいです。社長がこういう一つの新路線に乗られるということは異例中の異例ということで、大変この路線に期待をしておる反面、不安というものがかすめたということで、岐阜バスの本部長と車を実際走らせて乗られたらしいです。それで社長の感想は、大変沿線に高校等があり、また北方町は非常に区画整理等で新しい住宅もふえて、なかなかいい路線であろうかというところがあつたんですが、あと一点だけちよつと気になったのが、きのうの質問でも議員さんの方から出ておりましたが、一番気になっているのが、やっぱり日本でもバスの乗りおりが四百メ

ートル離れておるといふ、全国でも例がないという駅の扱いはなんですね。この点を大変心配をされておりますので、ぜひ町長さん機会あるごとに堀市長さんにお話をされておるといふふういきのう聞きました。一回、事務方レベルでも正式に瑞穂市の方にお願いをして、ちよつと積み上げをしながらやっていかないとなかなか進んでいかないのでないかと思ひます。特に、瑞穂市の場合、ちよつとこの前も総務部の方でちよつと話をしてきましたが、向こうは向こうの言い分があるんですが、その言い分を覆すというんですか、それを何とかつくっていただけの方向に持っていくのがやっぱり実証で、実際本当に穂積駅は朝飽和状態なのか、それこそ送迎の車がいっぱいバスが入れないのかということも含めて一回実証して、そういったものを瑞穂市と協議の材料にして、早急にひとつ進めていただきたいと思ひます。

そして、最後にバスマップ、時刻表であります。私の方で今、なかなか時刻表の方は今回新しい路線ということで、まだまだこれからいろいろ路線が出てくるので時刻表はようつくらなかつたんですが、バスマップの方は、これは岐阜市のバスマップなんです。名古屋大学の交通政策の勉強をしている学生がこういう立派なものをつくる、岐阜市から依頼を受けてつくられております。瑞穂市もそういった時刻表等ができますので、確かに北方町は行政の人材が少ないということで、こういったことをなかなかできないかと思ひますが、町長はいつも住民参加という言葉を言ってみえますので、こういったバスマップも民の方で、得手不得手があるうかと思ひますが、得意な分野を持ってみえる方も多いので、ぜひ町でやるんじゃないかに、一遍住民の方にこういったものをぶつけて、バスマップできんやろうか、時刻表できんやろうかというお知恵もぶつけるのもいいかなあというふうに思っております。

が、そのあたり含めまして、副町長さん、再度お願いします。

一、副町長 まず、最初のバスターミナルの方ですが、今議員からも言われたとおり、今回の協議会にはバス事業者、それから業者はもちろんですが、住民の利用者の代表者とか、そういった関係者の方にも大勢入っていただきますので、そういったところで意見をできるだけいただきまして、それを踏まえて設計に生かしていきたいというふうに考えております。

それから、二点目の穂積駅の乗り入れの関係ですが、町長からは再三にわたって市長の方へ申し入れをさせていただいておりますが、一度今議員から言われましたことを踏まえて、事務レベルでも一回協議をしていきたいと思っております。

それから、最後のバスマップと時刻表の関係ですが、うちには幸いまちづくり助成事業という、一団体三十万円の限度額はありますが、そういった助成事業もやっておりますので、ぜひそういった制度を利用していただきまして、そういった関係団体にお骨折りにいただけるような、そういった誘客もしていきたいと思っております。以上であります。

一、二番 安藤浩孝君 二つ目の質問に入ります。

北方町高屋宇東丸の内、シンガポールセンターの跡地に平成二十一年四月上旬にオープン予定の大規模小売店舗カーマホームセンター北方店の新設に係る周辺交通についてお尋ねをいたします。計画では、Aゾーン、Bゾーンの二棟からなり、合計店舗面積七三五四・八六平米で、開閉店時刻は午前九時半から午後八時までで、駐車場収容台数は四百七十三台であります。一日の集客は、最大で五千人を超え、この地区では最大のホームセンターと言えます。計画地は、主要幹線道路に面しておらず、高屋太子三丁目の主要地方道北方多度線、いわゆる本巢縦貫道と町道の

交差点が主要な来客の進入路となることが予想され、現況幅員六メートル道路が、改良拡幅工事により幅員七・八メートル道路に変更され、進入路の交通支障を回避するための方策をとられましたが、計画地の北側、南側は、第一種住居地域で住宅が立て込み、幅員四メートル道路なども混在し、通り抜け道路ではなく、生活に密着した道路であります。住民の皆さんは、こういった狭い道路に、休日・祭日には来客の車があふれるのではないかと。また、路上駐車等が増加するのではないかと。また、騒音に悩まされることにはならないであろうかと心配をしております。町は、周辺交通への支障を回避するための方策をカーマ側と話し合いの申し入れをされておりますか、お聞かせをお願いします。

現在、高屋太子三丁目の交差点は、右矢印信号がないため、交差点での右折者は赤信号で交差点外へ車を進めている状況で、交通事故も多発をしております、開店後はこの交差点の交通量の予測はかなりの飽和度が増すものと思われれます。円滑な交差点処理が行われますよう、右矢印信号機の設置を関係機関に働きかけていただくことを望みますが、いかがでしょうか。お願いをいたします。

一、総務課長 二つ目の安藤議員の質問でございますが、高屋丸の内、

旧シンガポール跡地に建設中のカーマホームセンター北方店の新設に伴います環境浄化と周辺交通環境のための話し合いについてでございますが、建物設置者、オリックス株式会社と小売業者、カーマと周辺道路の改良及び交通安全対策並びに防犯対策などを中心に事前協議を行いまして、県の警察本部や隣接いたします瑞穂市の協議事項も踏まえ、特に北方町からは店舗の前面道路である町道二十一号線の拡幅や、三カ所に分散いたします駐車場同士の移動についての安全対策、また、夜間照明の設置や駐車場出入口口の施錠などの防犯対策を講じることなどを切に要望しております。

ます。幸い出店者側から、警察並びに北方町、瑞穂市からの要望についてはそれぞれ対応する旨の回答をいただいております。また、開店後において、これらを含めまして、いろんな問題が生じるかと思いますが、その都度カーマの方に申し入れて、対処していきたいと考えております。

それから、高屋太子三丁目の通称岐信の交差点でございますが、矢印信号機設置についての御提案でございますが、この交差点での最近の事故状況は、これはちょっと大規模な事故でございますが、平成十八年十三件、平成十九年七件、平成二十年に大体五件と推移しており、多少減少傾向にあるとは言えます。これにつきましては、いろんな要件がございますが、混雑いたしますので、スピードが出せないということもあるかと思いますが、多少事故としては減ってきております。しかしながら、今回カーマの進入路として使用頻度が一段と高くなり、今まで以上に大変危険度の高い交差点となることが予想されます。右折信号機の設置や右折車線を設けるなどの要望については、県の公安委員会に要望し、道路改良を含め、適切な交通対策を講じていただきますよう強く申し入れていきたいと考えております。

また、先般、これは二月の頭だと思えますが、ちょっと日にちは記憶にないですが、周辺生活道路の安全対策等も含め、地元の北方警察署に直接出向きまして、申し入れを行ってまいりました。適切な交通対策を講じていただきますようお願いしてきたくところでございます。いずれにいたしましても、引き続き開店後の状況変化もあわせまして、周辺道路全般について交通対策上、必要な措置を講じていただきますよう要望してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

一、二番 安藤浩孝君 今、総務課長の御答弁から、カーマホームセ

ンターの開業に伴い、カーマ側といろいろ何回もお話しになって、周辺交通の支障は万全とは言えないんですが、安心をいたしました。ただ、この矢印信号機のことですが、私も一週間に二、三回子供を穂積駅へ朝送っていく場合があるんですが、大変この信号機の交差点に入りますと、本当に不安というんですか、後ろからひよつとして居眠りしている人がそのままドカンと来うへんかということで、昔から心配しながらあそこを運転する場になっておるわけであります。

せんだつて、この交差点の朝七時から夜十時までの交通量のデータをちよつと入手をいたしました。西側から、いわゆる今度できるカーマから交差点へ入る車が五百七十二台、今度、北方の東側から交差点へ入る車が四百三台、それから北から南、いわゆる北方から瑞穂方面へ向かう車が一日一万七万台、瑞穂市から北方方面へ来る、この交差点へ入る車が一万三百台ということで、一日朝七時から夜十時までの間に二万三千四百七十七台という、この辺ではもうむちゃくちゃな交通量であります。特に、右折車につきましては、千四百七十七台ということで、この数も交差点にしてはかなりの高い数値だというふうに思います。特に、今瑞穂の方なんかは、かなり右折信号機をつけまして、道路二車線を一本に絞った形が結構とられております。ぜひ公安の方にこういった資料がありますので、こういうデータを見せていただいて、大変だということを主張していただいて、引き続き声をかけていただきたいというふうに思います。

それでは、最後の質問になりました、カワセミの質問であります。本町では、昭和五十八年十一月、花と緑につつまれた人間性豊かななまちづくりを推進していくために、町の木にモチノキ、町の

花にスイセンが選定されました。昭和五十八年十二月号の「広報きたがた」には、一面全面に「みんな育てよう町の木、町の花」の見出しの活字が紙面から大きくはみ出さんばかりの字が踊っております。モチノキは、柱本の朝日神社のものが県指定、円鏡寺のものが町指定の天然記念物にされていること、また昔から縁起がよいということで植えている家庭も多く、当町におきましても最も大きく立派な木であり、町の発展を担う町民のたくましい力のシンボルとして町の木にふさわしいということから選定されたことと記されております。スイセンは早春の花で、薫り高く伸び行く町、文化の町にふさわしく、まただれにでもつくることのできるため選定されました。広報には、町では今後、町内の各施設及び各種団体と一体となって、町の花スイセンを普及させていく計画であります。この制定を機に、町の木、町の花を進んで育ててみませんかと締めくくっております。

さて、本題に入ります。

水辺にすみ、とまり木から水面を観察し、魚を見つけると水中に一気にダイビングをして水中に潜って魚をとる鳥カワセミを町の鳥に選定されることをお願いしたいと思います。岐阜県観光ブランド振興課の資料によりますと、県内市町村の花、鳥、木の選定は県下四十二市町村に及び、花と木についてはほぼ全市町村で選定をされておりますが、鳥については花や木ほどの選定をされていないのが現状であります。ちなみに、隣の本巢市では、新市のシンボルとして、花は淡墨桜、木はカキ、魚はアユとともに鳥ではウグイスを選定されております。カワセミは英語でキングフィッシュャーと呼ばれ、その名のとおり魚とりの名人で、水面すれすれを飛翔する姿からは、背中のひすい色、腹のダイダイ色、上尾筒の鮮やかなコバルトブルーをきらめかせ、飛ぶ宝石と形容す

るのも過言ではありません。本町におきましても、このカワセミは糸貫川、天王川などで注意深く観察をすれば見られることはできますが、一時は見られることが大変困難な時期もありました。東京オリンピック後の、高度経済成長とともに急激にカワセミの生息地が狭められ、その数は急激に減少していききました。原因はカワセミの生息地である川は破壊され、コンクリートの水路となり、池、堀は埋められて減少し、この地方特有のわき水はかれ、大規模な環境破壊、そして農薬、私たちの生活排水などの水質汚染によりえさとなる小魚や水生昆虫の減少、そして営巣地の喪失が考えられます。全国的に郊外から山地の河川、池へと生息環境を変えていったカワセミは、二、三十年前から再び生息地を郊内地まで繁殖を広げるようになりました。カワセミの復活の原因は、オイルショック以後、高度経済成長期の反動として八十年代後半に入ると自然保護、環境保全の気運が高まり、水質汚染の低下、そして農薬、とりわけ有機塩素系殺虫剤の使用規制が行われた結果、人工的環境に適したモツゴなど、えさになる小魚がふえたことや野鳥保護の思想が定着してきたこと、何よりも当町においては、他の近隣市町に先駆けて下水道事業を推進されたことで、川の汚れ具合が著しく向上したことで、町なかでの繁殖を可能にしたと思われまます。このように、カワセミは環境問題のシンボルの鳥として語られ、またその容姿から野鳥ファンの域を超えた多くのファンの支持を受けて愛されている鳥であります。本町においても、一時姿を消していたカワセミも、ここ二十年ぐらいの間、少数ではありますが見かけることができるようになりました。

先日、野鳥の会岐阜支部の事務局長の福井さんという方にお会いをして話を聞いてまいりました。福井さんは岐阜農林高校の先生で、生徒と一緒にあって北方町で見られる鳥類目録をつくら



たり、天王川の水生物調査で川の汚れ具合をチェックしておられる方があります。本町で見られる鳥は五十八種類、天王川で見られる水辺の鳥は、渡りの鳥を入れて三十七種類見られ、都市化が進む中、北方町は野鳥の王国と言っておみえになりました。

生徒を連れて野鳥の生息調査を始めて数年になるわけですが、生徒の最初の視点は鳥であつたんですが、数回調査を重ねると、必ず生徒は川の汚れに目が行くようであります。私たち人間の生活用品、アルミ缶、ビニール袋、ペットボトルなどプラスチック製品、壊れた自転車などが水中に沈んでおることに心を痛め、生徒からの提案で、今後は清掃を含めた生息調査を行っていききたいというふうにおっしゃっていました。

このように、水辺にすむ鳥に関心を持ってもらえれば、川を今まで以上にもっと知ってもらうことになり、そのことによつて魚や鳥の保護になることができるのではないのでしょうか。私は、復活したカワセミを二度と山中の河川に追いやることなく、これから先、何十年もこの北方の水辺で生息してくれることを願うと同時に、押しつけではなく、私たちの心に私たちの川、カワセミが生きていけることは私たちも生きていける、そういつたものが芽生えてくれればと思います。そこでお尋ねいたします。

カワセミを北方町の鳥として選定していただけませんでしょうか。また、町民、岐阜農林高校と協働して川や自然、環境に関心を深める探鳥会などの企画についてどのようにお考えをお持ちでしょうか。また、参考までに、当町を含めた近隣市町の下水道利用者の普及率はどんなものか、お尋ねいたします。

一、町長 安藤議員におかれましては、もういろいろな角度から研究をされまして御提言をいただいておりますことを感謝申し上げます。と思います。

まず本町では、議員お話しになりましたように、昭和五十八年、町の木をモチノキと定め、花をスイセンという形で制定をして今日に及んでおるわけでございます。議員は、さらに町の鳥を制定して、その選定種をカワセミという御提案でございます。北方町史によりますと、この町域に生息をしております鳥類は、ヒヨドリ、あるいはモズク、ムクドリ、スズメ、ドバトなど五十一種類だというふうに記録がされておるわけでございます。今のお話を聞いておりますと、五十八種類ということでございますから、その後、多くの鳥の種類がこの町にふえたのかと思っております。御提案のカワセミにつきましては、町史発行当時、昭和五十七年でございますが、既に近ごろ見られなくなったという記述がされておりますようでございます。今のお話を聞いておりますと、野鳥の会の皆さん方の調査によつて、このカワセミが少数ながらその姿が現認できるということでございます。本町の自然環境がそこまで改善されたのかと思えますと、大変うれしい気持ちにさせられるわけでございます。環境問題の恐ろしさというものは、やがて人類の生存を脅かす事態を招くことになるということでありますから、人間も自然の一員であることを忘れないようにして、今こそ人間中心主義なる考え方を改めて自然と共生をするという思想を持つ必要に迫られておるといふふうに思うわけであります。さて、カワセミが北方町に帰ってくれているということになりますと、まさに自然回帰線としての本町をアピールする格好の鳥ということになるわけでありまして、御提案は、まことに時期を待たものと思っておるわけでございます。前向きに検討をさせていただきますかと思っております。かつて町の木、町の花を制定をいたしましたとき、あるいは、町道の九路線に愛称をつけようという提案がありまして、その募集もされたりいたしました。また、

その後選考委員会等も設けていただいて、いろいろな角度から検討をされた経過があって、それぞれ決定をされておるといふことの事実をかんがみますときに、ある意味で町の鳥を指定いたしますにも、やっぱり町をその鳥の存在でアピールするという、ある意味シンボリックな位置づけを担うことになるわけでありますから、広く町民の皆さんの御意見もお聞きをしながら、その考え方も取り入れて、町の鳥として制定をしていくという方向をとった方がいいのではないかとこのように考えておるわけでございます。私といたしましては、議員提案のカワセミが町の鳥として制定をされることに異議あるわけではございませんし、大変よい御提案だと思っておりますが、今申し上げましたようないろんなきょうまでの経過がございますし、やはり町のシンボルとして制定をするについては、多くの皆さんの御意見を聞く必要もあるかなというふうに思っておりますので、その手法も考えさせていただきます。町の鳥としてのカワセミが実現されますように努力をいたしてまいります。こう考えて答弁にかえさせていただきます。

一、教育長 安藤議員の提案の中に、岐阜農林高校生と、それから子供たちを中心とした町民が協働で探鳥会、バードウォッチングをする中で、河川の汚れに気づき、そして清掃活動に目を向けていくと、こういうような取り組みをしてはどうかというような御提案がございました。教育委員会といたしましても、教育総合五カ年計画の中に、ふるさと北方の自然や環境を理解し、大切にしていくと、こういう精神を盛り込んで、実は小・中学校でもそのための教育活動を進めております。現在、各小学校では河川の清掃活動を定期的に行っております。川の汚れに目を向けるとともに、昨今、少しずつ改善されているということにも子供たちは気づいております。

今回、岐阜農林高校生を中心として、そうした探鳥会を行うということとは、まさに当を得たものであると、そういうふうにお思っております。また、自然保護、あるいは環境保全にとどまらず、こうした活動が町民の中から自主的に生まれてくると、こういうことは町の活性化にも私はつながるといふふうに思っております。そうした意味では、こうした催しが企画されれば、教育委員会としても大いに支援をさせていただこうと考えておりますので、またその節にはいろいろとお互いに話し合いを進めていきたいというふうに思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

一、上下水道課長 下水道の普及率につきまして、お答えをしたいと思います。

河川汚濁の原因の一つは、家庭雑排水の未処理放水が原因ということですが、これを浄化するために、各市町村においては下水道事業を進めているところがあります。この下水道処理につきましては、大きく四種類ございまして、一つは、国土交通省所管のいわゆる公共下水道であります。そのほかに、農林水産省の農村集落排水事業、環境省のコミュニティ・プラント、それから、自宅の敷地に浄化槽を入れる合併浄化槽処理という四つがございます。この中で、都市化が進んでいるところにつきましては、公共下水道が有利ということで、当町においても公共下水道を進めているというところであります。

さて、お尋ねの近隣市町村の公共下水道の利用者の普及率でありますけれども、もちろん当町につきましても、県下一つということでありまして、整備率は九九・九%であります。これにつきましての全住民に対する利用者の率ですが、現在、平成十九年度の住民基本台帳によりますと七二・六%であります。以下、整備率の高い順に市町村を申し上げますが、岐阜市の公共下水の整備率

につきましては八八・四％、普及率が七五・七％であります。岐南町が整備率八四・一％、普及率は七七・八％、笠松町が整備率七九・二％、普及率が六二・七％、羽島市が整備率三五・八％、普及率一九・二％、本巣市が整備率一一・六％、普及率が七・三％、瑞穂市が整備率八・八％、普及率が五・三％、山県市は平成二十年度から実施するという事になっております。

今申し上げますのは、あくまで公共下水道でありますので、ちなみに先ほど申し上げました公共下水道に農村集落排水事業、それから合併処理浄化槽等の整備を含めた場合は、整備率が当然上がりまして、岐阜市が九三・四％、岐南町は八九・一％、笠松町が八一・四％、本巣市が六〇・八％、羽島市が五八・七％、瑞穂市が四〇・五％、山県市が四〇％ということになります。ただ、これはあくまで整備率でありますので、普及率は当然これよりも接続率が下がりますので、低いというふうに考えておりますので、御理解をいただければと思います。以上でございます。

一、二番 安藤浩孝君 町長さん並びに教育長さんの方から、大変前向きな御答弁をいただきました。本当にどうもありがとうございます。

今お配りしましたカワセミ君のコピーであります。これはすべて北方町内の糸貫川、天王川で撮影したものであります。足しげく通えば、それと高規格なカメラがあれば撮れるものであります。ちなみに、大体テレコンを使って千二百ミリぐらいの望遠で撮ったものであります。大きさは、きょうちよつと模型を持ってまいりましたが、このぐらいの鳥なんですよね。大体スズメよりもちよつと大きいかなということあります。きょうのコピーしました上くちばしと下くちばし、下が赤が雌で、両方黒が雄であります。鮮明に真つ赤な足なんです、真つ赤な足になるほどお

年を召すということで、年寄りの鳥だというふうに思っております。若いうちはちよつと黒っぽい足なんです、このぐらいの鳥があります。

今、豊田課長さんの方から、下水道の普及率、近隣市町教えていただきました。整備率が九九・九％ですか、使用率が七二・六％と聞いて、他の市町と比較して本当に驚くべき高い数値が今教えていただきました。これは、先人の本場に大きな決断によつて、この下水道行政がこの地域の先駆者として北方町の誇りあるものとなつておるものと思えます。下水道の普及率等お聞きいたしました。私学者でも何でもありませんので、このカワセミが復活した因果関係が下水道とはちよつとつながらないかもわかりませんが、確かに今から三十年前に比べますと、天王川、糸貫川には白い藻が浮いておりました。大変汚い川でしたが、最近橋の上からのぞいてみますと、小魚の魚影というんですか、色濃く移りますし、ちよつと橋から遠くを見れば、白サギとかハクセキレイ、マガモ、それからこの前はオシドリもちよつと見まして、大変鳥がふえてきたと思えます。

北方町は、小さくてキラリと光る町を目指しておるわけですが、カワセミ君も本当に小さな鳥であります。環境宣言のバロメーターとして光り輝くものと私は確信をしております。

最後に一言だけですが、上水道水源地の貯水槽、タンクに鳥が二羽描かれておりますが、どんな鳥ですか。課長さん、御存じならば。

一、上下水道課長 水源地のタンクに書いてあります絵の中に鳥が確かにおりますが、それにつきましては、ヤマセミと、それからメジロが書いてある、あとほかに蝶とかトンボが書いてあるというような状況であります。

一、二番 安藤浩孝君 ありがとうございます。

町制百二十周年の道しるべであります。これにはカワセミと  
いうふうに書いてありますので、カワセミとヤマセミはかなり違  
っておりまして、ヤマセミは大体ハトぐらいの大きさで、大体根  
尾川の上流部ぐらいに行かないと見られませんので、このカワセ  
ミの字が間違っておるのか、絵が間違っておるのかちよつと僕は  
わかりませんが、たまたま機会がありましたらヤマセミの絵から  
カワセミの絵に変えていただくようにひとつお願いしたいと思  
います。とさかが、冠羽つてありまして、これがいわゆる水源地の  
絵に描いてある鳥だと思えます。色がカラフルになっております  
ので、間違いないと思えますので、ぜひまた機会がありましたら  
ペイントの訂正をお願いしたいというふうに思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

一、議長 次に、日比玲子君。

一、九番 日比玲子君 皆さん、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、一般質問をいたします。  
きょうは、主な部分は教育長にお尋ねをいたしたいと思います  
ので、よろしくお願いをいたします。

まず一番初めは、学力テストであります。全国の学力テストは、  
全国学力の学習状況調査が小学校六年生、中学三年生まで一昨年、  
昨年、またことしは四月の二十一日に行われることになっていま  
す。この費用も八十五億とか七十億、あるいは今年度は五十七億  
という経費をかけます。そして採点をするところは、N T Tデー  
タであるとか、あるいはベネッセ、受験産業などが当たることに  
なっています。この全国学力テストというのは、競争意識の涵養  
を目的としていたものでした。ちよつと点数競争の弊害があるの  
ではないかということで、これに学習状況も分析をするというこ

とも加えてこうしたテストが行われました。この二年間のテスト  
の結果については新聞で報道されていますが、秋田県が第一位、  
こういった傾向はほとんど二回やっても変わらない状況が生まれ  
ています。そこで、その一つの例ですが、秋田県が一番全国で成  
績がよかったということで、その秋田県の中の成績の悪い校長が  
呼び出しをされたり、あるいは教師が始末書を書かされたなどの  
事態も起きています。そして、大阪府はもう大変成績が悪いとい  
うことで、あの大阪の橋下知事の発言などが物議を醸している  
という状況もこの結果で生まれているわけです。この全国統  
一テストというのは、犬山市を除いて悉皆調査、すべての学校が  
参加をするという形で行われました。私は、こうしたことを莫大  
なお金を使って毎年やるのではなく、サンプル調査でもいいので  
はないかというふうに思っています。

では、その学力テストというのを歴史的に見てみますと、一九  
五六年から一九六六年まで、十一年間、全国のテストが行われて  
います。これは一九四五年、GHQのもとに新しい学制が敷かれ  
て、新しい教育がスタートをいたしました。その時点から、もう  
早くも学力の低下が取りざたされ、そういうことではいけないと  
いうことで全国テストが行われるようになりました。そして、こ  
の十一年間続いた学力テストが終わってしまったのはなぜなので  
しょうか。あの当時、池田隼人という人が所得倍増論ということ  
を言っていたわけですが、それに呼応して、企業に役立つ人間を  
発見し、あるいは育成するというのが目的でした。しかし、いろ  
んな弊害が出たことによって、日教組が、これは主な原因ですが、  
学テ闘争というので対抗して、結果的にはなくなつたわけであり  
ます。その間、この空白の四十年間、それなりに教育がまあま  
くいつていたということになるのではないのでしょうか。そして、

今度の再開であります。二〇〇三年以降、その学校格差問題が起きたわけでありますが、国際学力比較テストというのが今まで二回行われました。日本においては一回目は、成績ですが、トップクラスでした。二回目は順位が落ちてしまいました。それでは困ったということ、この国際学力テストの結果から出てきて、今回の全国の統一テストということになってくるわけです。

私は、こうしたことを考えたときに、多額な予算を使うならば少人数学級をふやしていくとか、あるいは教師の負担を軽くしてやるということがとても大事ではないかと思つています。そして、そのほかに、岐阜県の統一テスト、あるいは学校におけるテストもあり、負担は大きくなります。そして、県とか教育委員会、親までいろんな問題を抱え込むことにもなるわけです。点数や序列ではなく、教育というのは「人をしとねる」という言葉を使いますが、私はそういうふうだと思つています。やっぱりテスト漬けにするのではなく、一つぐらひは開放してあげることも教育委員会の役目ではないかと思つています。教育長は、前の質問ではこのテストは受けるということを言われたわけですが、その結果については公表はされていませんが、北方町ではこれだけ多くのテストを子供たちが受けるわけですので、抜くところは抜いてやることもとても大事ではないかと思つています。

そして、もう一つの問題は、「北方の子から」というのが各年度ごとに校長さんが持ち回りでこれを書かれるということでありますが、これをいただいきましたので、その一部分だけになります。紹介をしたいと思つています。そしてもう一つは、昨年十二月に文部科学省の保健統計調査で、視力の低い子供の増加がもう明らかになったということも報道をされているわけです。この「北方の子から」は、幼稚園から中学校三年までこの本にまとめ

られているわけでありませんが、北方の小学校千三百五人、視力の検査の結果が〇・二以下で九十二人、そして〇・三から〇・六が百十七人、〇・七から〇・九が百六十人、眼鏡をかけている子もいるわけですけれども、非常に視力が悪いということはこれからも明らかになってくるわけです。幼児期、小学校、中学校までは見る力を育てる大事な時期だそうであり、生まれてからの赤ちゃんの視力はほとんど見えないということだそうであり、満一歳で〇・三、見る力は三―六歳ぐらいまでで大人並みになるそうであり、距離感や立体感を知るために必要な両目で物を見るといふ能力は、大体六歳から九歳で大人並みになるようであり、遠視や近視とかがありますが、遠視は近視より注意が必要だそうであり、それは、脳の発達を邪魔して、弱視や斜視になりやすいとさえ言われています。

この北方の子ということで、基本的な生活習慣を上げてあるわけですが、アンケート調査の結果であり、就寝時刻、睡眠の時間、朝食、排便、歯磨き、テレビの視聴など、この六項目がこの本にまとめられているわけですが、就寝時刻は三歳、四歳、五歳では九時台で大部分が眠っています。小学校になりますと、九時から十時台、十一時台、中学校では十時、十一時、十二時に寝る子供が多くなっています。睡眠時間は、三歳、四歳、五歳児は十時台、小学生は七時間から十時間未満、中学生が八時間から六時間、朝食を毎日とっている子がほとんど食っていない子が五十七名もいるという結果も出ています。朝の排便がどうなのかということについても、毎日、ときどきが一番多いわけですが、ほとんど出ない子も二百二十名もいるということになっています。では、毎日歯磨きをどうしているかということについても、ほとんど磨

いているわけですが、磨かない子供が三十名もいるということでは、テレビなどの視聴時間は、一時間未満、二時間、三時間、四時間というふうに切つてあるわけですが、もう中学生になると、四時間以上もこういうものを見ている。携帯なのかテレビなのかわかりませんが。そうしてくると、学校の宿題とかそういう勉強がこの状態から見るとおろそかになってしまふのではないかとこの懸念を持っています。例えば、四時間もそういうものを見ておるとすると、六時から見てももう十時になってしまふ。それから勉強をしたりおふろに入ったりすると、本当に午前さまになつてしまふのではないかと思ひます。私はなぜそういうことを心配するかといふと、もう〇時を過ぎると、人間の脳が発達をしないと大脳生理学では言われているのであります。で、なるべく早く早く寝てもらつて、早く起きて学校に行つてほしいという思いがあります。この基本的な生活習慣をまずきちんと身につけていくことではないでしょうか。データを参考にして、学校では取り組まれているわけですが、これは家庭の協力なしにはなかなか難しい問題があると思ひます。ぜひともこういう問題について、また今不況がどんどん進む中で、ますますこうした基本的な生活習慣というのはおろそかになりがちになるのではないかと思ひますので、今後、これに基づいてどういう対応をされていくのか、お尋ねをしたいと思います。

次は、携帯電話の問題であります。

子供の携帯電話の使用実態について、文部科学省は昨年十一月から十二月に実施をいたしました。全国の小学校六年生、中学二年生、高校二年生の計一万人と、保護者の回答からの結果を発表いたしました。その中には、掲示板で悪口を書かれる。中二では三人に一人、一回三十件以上のメールのやりとりをしている携帯

依存の姿がこの調査結果から明らかになりました。そこで文部科学省は、ことしの一月三十日付で、小・中学校の携帯の持ち込みを原則認めず、緊急時の連絡に必要な場合は保護者に申請させるようにという教育委員会に対して通知を出しました。北方町においては、小・中学校には携帯を持つてくるなというふうになっていふそうであります。その携帯は私もなかなか疎いのであります。プロフ、これはネット上で自分のプロフィールをつくつて公開をする、そしてサイト、いろんな出会い系サイトとかそういうサイトだと思ひますが、それからチェーンメールとか掲示板、そして悪いものに対してはフィルタリングがあるそうでありすが、こういうことをなかなか年をとつてきますと疎いのであります。こうしたことがこの子供たちがさっきの例で言いますと一日三十三件、メールをやつたりいろいろなことをやっていると思ふんですが、この携帯を経由して、今新聞などでも報道されていますように、いじめであるとか、あるいは出会い系サイトで犯罪に巻き込まれる、北方町では今のところそういう子供たちはいないわけですが、けれども、今後ふえてくる可能性もあるのではないかと思ひます。その規制をしようと思つても、なかなか規制が万能ではなく、またネットやモラルの指導徹底などが不十分です。なかなか難しいものがあると思ふんですが、やっぱり携帯について親子間でルールをつくること、そして小・中学校、学校には持つてくるなと言ふけれども、ひよつとしたらおうちで塾なんかに通わせるためには、その塾の時間の送り迎えのことなどもありますので、携帯を持つていふと思ひますので、一体どのくらい小・中学校で携帯を持つていふのかどうか。そして、どんな危険に遭つたことがあるのかどうか、そういった調査を一度されて、その対応をぜひ考えていただきたいと思います。

次は、学費と書いてありますが、きのうも総括質疑でいろいろ問題になりましたが、就学援助の問題であります。今、深刻な経済状況の中で、子供たちの学業が脅かされています。マスメディアでは、高校生の学費が払えずに、中退する子供が大変ふえているということが書かれているわけです。公立小・中学校の児童・生徒の就学援助受給者は、一九九七年から二〇〇六年の十年間で六・六％、七十八万五千人から一三・六％へと、そしてそれは百四十一万人となり、二倍になっていそうであります。経済的理由により就学困難と認められる小・中学生は、全国平均では七人に一人に上がっているとされています。就学援助が急増する背景には、親の経済状況の悪化があります。全国の教育委員会のアンケート調査では、企業の倒産、リストラなどによる経済状況の変化がトップを占めていました。就学援助は、子供たちの学ぶ権利を支える命綱です。就学援助とは、憲法二十六条、義務教育の無償化や学校教育法などの法律に基づいて学校給食や学用品、修学旅行費などを援助するものであります。この就学援助の国庫補助が、三位一体改革で一般財源化されてしまいました。しかし北方町では、一般財源化されても、きのうの予算の中でもありました。国の基準どおりに払われることになっています。北方町では、小・中学の就学援助の受給者数は二百一人です。そこで、私がこの質問をするに当たって校長さんにいろいろ聞いてきました。その就学援助に近い子供たちというのは、ちょっと支払う学用品などを払うのが困難な人というのは、各小学校に二十人ぐらいいはいると言われました。義務教育は機会均等であり、憲法で保障されています。せめて就学援助を各学年に、先ほど言いましたように二十人いると言われていましたが、その子供たちに少しでも援助できないかと思っっています。この急激な不況

のもとで、先ほど言いましたリストラにお父さんやお母さんが遭う、子供たちに深刻な影を今落していると思っいます。国会でこの問題も取り上げられて、文科省は十一日、経済的に就学困難な子供の就学援助について、年度途中でも速やかに認定をして援助するように、また就学援助制度の徹底を図るようという通知を県教委に出して、北方にももうすぐ来ると思っますが、そういう通知を出していません。ぜひともこの就学援助をいただいでいない。その周辺にいる子供たちをどうするのかというところで、少しでもそうした子供たちの学業を保障するためにも手を差し伸べていた。だきたいと思っますので、教育長、きのうもいろいろ聞きました。が、答弁をお願いいたしたいと思っいます。

次は、不登校や虐待の問題です。  
十日の日に中学校の卒業式が行われました。二百一名の生徒が巣立っていったわけでありすが、その中には卒業式を欠席した生徒も、見る限りは三人ぐらいい見受けられたわけでありすが、あ。る知人の孫の方は不登校で、長い年月行っていないわけでありすが、卒業式ぐらいい出たらどうかと話をしたんですが、それには出ることはいなくて、お昼から出向いていって、卒業証書を受け取ると言っっていました。そこで、各小学校の校長さんに聞いたのですが、この小学校においては不登校はゼロという話でした。そこにも休みがちな子供は周辺にいるような話でありました。小学校で不登校はゼロなのに、なぜ中学校へ進むと不登校になってしまうのでしょうか。北方町では、その子供たちのために「大空」という教室で対応をしているわけですが、なぜ学校へ行けないのか、ささいなことやいじめ、家庭内のことなど、心身に影響を受けているのかもしれない。この問題について、ずうつと以前に質問をしたときには、こういう子供たちには精神的なものがある

から病院にかかって調べてもらいなさいという教育長の答弁がありました。私はそれはちよつと違うんではないかと思つています。そして、もう一つの問題は、虐待のこともあるわけですが、虐待のことも新聞をにぎわしたりしていますが、その虐待を受けた子供がまた大人になって結婚して、また自分の子供を虐待するということ、この連鎖をどう断ち切つてあげることができるといふのがこの虐待を防ぐ一つの手だてではないかと思つています。せめて、義務教育なので学校に出てきてほしいと思つていますが、不登校とかそういう虐待の問題についても、なかなかわからないといふますか、ちよつと体を見ればわかるかと言われますが、北方町でもこの虐待の問題についてはいろいろなされてはいますが、この問題についても教育長は不登校の問題、虐待の問題についてどう考えていらつしやるのか、お尋ねをしていきたいと思つています。

そして、学童保育のこともそうですが、これもある小学校の校長さんに言いますと、北方町では各小学校で学童保育が行われています。そして、南小なんかにおいては、定員がオーバーしているために抽せんで行つていくわけでありますが、もう本当に二人の先生がついていくわけですが、大変だそうですね。そこで、その先生いわく、一人ぐらい先生をふやしてもらえないかということも言われました。何とか対応したいという思いが伝わってきますが、二人にしてしまうと、またほかの学校の問題もあります。校長の思いは、何とかその対応する先生をふやしてほしいということと言われましたので、教育長としてはどういふふうを考えていらつしやるのかお尋ねをいたしたいと思います。

そして、教員免許の更新の問題であります。教員免許は、今まで一回取得をすればもう一生使うことができました。ところが、安倍内閣のときにこの改正が行われて、教員

免許に十年の有効期限がつけられました。更新を受けるために、三十五歳、四十五歳の方はことしがおの対象になります。北方の中でも一人とか二人対象者があつたのであります。これは夏休みに岐阜大学などで三十時間の講習を受けます。教員には受講の義務があるのに対して、講座開設の義務はどこにも文科省や、あるいは大学、教育委員会にも課せられていないのであります。これは、教員がどの大学で講習を受けるのか自己責任でやる。そして、更新するのに三万円のお金がかかります。これも全部自己負担だそうですね。講習を受けて、修了認定されなければ免許が失効して、失職してしまふことになります。十年ごとに教員をふるいにかけることになります。先生たちの研修は、子供たちにとっては必要だと思つています。しかし、十年ごとにこの失職の不安があるのであれば、講座を受けても自由に物が言えなくなるのではないかと思つています。こうした免許更新も国で決まつたこととはいえ、教育長の率直な考えをお聞きかせただきたいと思つています。

次は、教師の労働過重についてであります。

これも校長さんに聞きましたら、先生たちの勤務時間は八時十五分から五時までだそうですね。しかし、きちんと時間に帰る先生は多分いないと思つています。いつも夜遅くまで電気がついてきます。そこで、日本の教員の労働過重などについてILOが日本に二回も調査に入りました。日本は残業を含まない法定時間だけを外国と比較してもOECDの加盟国の中でも最長の勤務時間であると警告を發しているわけでありました。部活動や職員会、登下校指導など、時間外の仕事がたくさんあります。先生によつては、過労死寸前の方も見えるとか、これはゆゆしき問題だと思つています。平成十九年度の資料によりますと、県の教員の八十



四名が病休で、その中で精神的疾患を伴っているのは五十四人だそうであります。先生が病んでいては、児童・生徒に十分な教育は難しいのではないかと思います。なぜこうした精神を病む先生がふえるのか、これは親、子供たち、また地域の問題なども関係があると思いますが、私は教育委員会として先生たちの過重労働を減らしたり、業務の見直しを図って明るい笑顔で、明るる日また子供たちと接してほしいと思いますので、教師の労働過重について、教育長はどうお考えなのか、お尋ねをいたしたいと思いません。

盛りだくさんですが、以上でまず一回目の答弁をお願いいたしたいと思えます。

一、教育長 今、メモをしましたら八点ありましたが、通告にない内容が一点ございますが、合わせてせっかくですから答弁させていただきます。

一点目です。まず学テの問題、時間が大変長くなります。簡単に私の考えだけお話をさせていただきます。まず学テという問題ですが、これはちよつと学テの趣旨の見解が違っているように私は受けとめました。そもそも学テは、全国の子供たちに最低の教育水準を与えるためにはどういう内容を与えたらいいか。つまり、俗っぽい言葉で言いますと、ミニマムスタンダードと言っておりますが、これを調べるために行うものであって、決して世界の子供たちと比べるためのものではありません。その調査は、おっしゃるとおりですが、一年間で半日行っただけなんです。まずこれは子供の過重負担にはならないと。そういう趣旨に照らしてみても過重負担にはならないと。むしろ問題は、私は別のところにあるというふうに思っております。例えば序列化の問題、これはちよつと秋田県の例を出されておっしゃいましたが、ああいう一覧

表をつくるから県の序列化につながっている。それから開示の問題ですね。例えば北方町でいえば、どうなっているのか開示しなさいと。開示の問題、あるいは活用の問題ですね。国がそれをどう活用するか、あるいはこの北方町がそれをどう活用するか、そういう問題が派生的に生じております。むしろこちらの方が問題でございます、そういう意味からすれば、この全国学テは再検討する必要がある、私はそういうふうにとらえております。これが一点目です。

二点目は「北方の子」でございます。視力の問題とか歯磨きの問題、いろいろ御指摘をいただきました。今日までは園、あるいは小・中学校が連携して指導に当たってきております。そしてPTAを通して家庭でもこういうことをしてください、こういうことを再三にわたってお願いを申し上げているところです。これにつきましても、課題につきましても御指摘されたとおりでございます。こうした状況を踏まえて、教育委員会といたしましては、来年度、家庭教育の充実を期しまして、冊子「親の学び、子の学び」というものを作成して、三分冊に分けます。幼児用、児童用、生徒用とこの三分冊に分けて、家庭ではどういう生活のあり方が望ましいのか、この中に基本的な生活習慣、六項目のありようにつきましてもわかりやすくイラスト入りで示して、ぜひ家庭の皆さん方にも御協力をしていただこうと、こういうような考えで家庭教育の充実に取り組もうとされているところでございますので、御理解をいただきたいと思います。

次に、三点目でございます。携帯の保有ということでございますが、まず保有率につきまして、これは県教育委員会とこの北方町との比較の中でお話しをさせていただこうと思っております。まずことし、二十一年三月、今月の状況を調べてみますと、小学

校六年生に限って見ると、一番目は数字が高いわけですから、ここで比較をしてみます。北方小学校二二%、西小学校一二%、南小学校一九%、県の平均は一五%でございます。北方小学校が若干高いかなあとというふうに思っております。次中学校、同じ段階で調べてみますと、中学校は六〇%、このときの県平均は四二%、全国平均は六九%となっております。したがって、中学校はやはり県平均よりは高いんですが、全国平均に比べると下回っている、こういう状況でございます。それで、じゃあ携帯をどのように使うのかと、これが一番大きな課題であろうというふうに思っておりますが、これにつきましては、日比議員が御指摘されたとおりでございます。やはり、よく家庭の方で保護者とその使い方について話し合いを持って、そのルールの上で使っていくというのが一番望ましいだろうというふうに思っております。

なお、P T Aを通して、犯罪に巻き込まれないためにもフィルタリングを勧めております。これは、携帯電話を買うときにその旨を申し出れば、そこでフィルタリングをかけていただけますので、ぜひそういうような方向で、これはもう県だけでなく全国的な動きとしてP T Aに働きかけをしていると、こういうふうに御理解していただけたらありがたいというふうに思っております。

次は、四項目になります。就学援助につきまして、これにつきましては、もうきのう戸部議員からの御質問もございまして、私の基本とする思いを述べたとおりでございますので省略させていただきますが、よろしいでしょうか。若干つけ加えておきますと、できる限り救済し、子供たちが安心して学ぶことができるようにという配慮から、本町は周りの市町に比べてまして緩やかに運用しているつもりでありまして、多くの困窮家庭と思われる子供

たちが安心・安全に等しく学ぶことができるようにと、そういう配慮をしているつもりです。どこで線を切るのか、少しずつハードルを下げていけばどこまででも下げられますし、どこまでも上げることができます。したがって、私どもは本当に困窮している家庭の子供を救いたい、こういう考え方で見直しを図ろうというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

続きまして五項目、不登校の問題です。これにつきましては、おっしゃるとおり、大変全国的に不登校の数がふえておりますし、北方の中学校におきましてもふえつつあるという傾向です。これについて、私は以前、日比議員の御質問だったか他の議員の御質問だったか、お答えしておりますけれども、日比議員がおっしゃったようにそういう子供にはいろいろな問題があるからお医者さんへ行つて診てもらっていらつしやいというようなことを言ったつもりはございません。

一、九番 日比玲子君 教育長じゃない、ずうつと前の教育長です。  
一、教育長 ずうつと前の教育長がそういうことを話されたということですか、私が言ったんかしらんというふうに理解をしましたので。教育者たるものそんなことを言うはずがないというふうに思っておりますけれども。

私は、不登校になる要因というのはいっぱいあると思いますが、少なくとも学校が原因で不登校になるようなことがあってはならない。例えば、友達関係、学習のこと、進路のこと、これについて、教師がいろいろなアドバイスをしていきますが、そのアドバイスの過程の中で、子供に不信感を招くようなことがあって不登校になっていくということがあってはならないと、こういう意味でございます。そこで、私は大事にしてほしいということで、

再三各学校へお願いをしていることが三点ございます。それは、学校へ行くのが楽しいと思えるという状況、環境をつくってやることだと、そのための三点でございますが、一点目は、自分は友達から大切にされている、こういう思いをどう持たせていくのか、そのための配慮をしてほしい。二点目は、自分はこの学級の一員として役立っている、この役立っているという気持ちが一歩ひとりの子供たちに芽生えてきますと、学校が楽しいところだということに思えると、私はそう理解しております。三点目は、その結果として、自分はこの学級の一員としての居場所がある、生活する場所がある、こういう感覚、気持ち、思いを子供たち一人ひとりに持たせていくことが少なくとも学校が原因で不登校になるのを防ぐことができるのではないかとこのように思っております。

なお、ネグレクトの問題が出ましたが、やはりこれは腹を痛めて我が子を産んだわけですから、両親がそろって限らない愛情をかけて子供を養育する、私は百年の計というものを見越して、かわいい我が子にいっぱい愛情をかけて育ててやるということが基本ではないかというふうに思っております。幸い北方町では、今私どものところへ届いている情報として、虐待があるということに聞いておりませんが、一件だけ、小学校の方でネグレクトに近い状況があるというのは掌握しております。これについては、教育委員会も挙げて対応しておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

それから、その次は六点目になります。六点目は学童保育の件でございますが、これにつきましても、きのう福井議員の方からの御質問がございました。その折にお答えをしたとおりでございます。これにつきましても、やはり最近の傾向は共働きの傾向が強くなってきました。子供たちが安全・安心に生活できるよ

うに、教育委員会としても六次総の中で検討してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

七点目の免許の更新ということにつきまして、これは通告のない内容でございますけれども、自分が教師として生涯仕事を続ける、そういう考えに立って教壇に立っている以上、それに必要な研修を受けるというのは当然のことだろうというふうに思っております。二年間に分けて三十時間となっておりますが、大体一年間で三十時間をとる教師が多いと思っております。これにつきましては、自分が生涯の仕事として続けるわけでございますから、当然受益者負担というんでしょうか、自分の費用で更新のための研修を受けるといのが受益者負担の考えからいえば当たり前のことではないかというふうに思っております。ただし、この制度そのものがどうかということになると、私は異論がございます。教師だけがこういう制度でいいのかどうかということは、やはり再検討に値するのではないかとこのように思っております。と申しますのは、教員は日々研修をしております。なぜこの限られた三十時間が更新のために必要な三十時間なのか、これについて異論があると、こういうことでございます。

最後になります、八点目です。教職員の勤務の過重労働ということでございますけれども、校長は、法によりまして超勤四原則というものがございまして、これ以外、超勤勤務を命ずることができなくなっております。その内容と申しますのは、職員会、子供たちの実習、学校行事、非常災害、この四つについては必要に応じた超勤を認められますけれども、あとのことについては超勤を命ずることができません。したがって、多くの教師が日々遅くまで残っている、確かに残っているケースがございますけれ

ども、これはあくまでも教師の個人の使命感に基づくものであろうというふうに私は理解しております。よく私も帰りに学校をのぞきますけれども、教材研究をしたり、実験のための道具をつくったりと、こういうことをやっている場合も中にはあります。しかし、私どもは全国的に見て、やはり病休者の増加傾向にあるということをお勧めいたしますと、合理的、能率的に早く仕事を済ませて帰ってください、それからもう一つは、自分の健康管理については十分自分自身で健康管理に努めてください、こういうようなことを行っておりますし、また、私ども町の方の費用を出しまして、年に一度は健康管理に必要な諸調査、諸検査を行っております。こうしたことから、私どもとしては万全な体制をしいて教職員の健康管理に努めているところでございますので、御理解をいただけたらありがたいなと、こんな気持ちです。

以上、八点あったと思いますが、とりあえず終わらせていただきます。

一、九番 日比玲子君 教育長から答弁をいただきましたが、北方町としては教育五年ですか、カリキュラムをつくってやられていますので大変評価をするわけですが、個々にいろいろ質問をいたしましたけど、前向きに取り組んでいらつしやるということで、大変いいのではないかと思います。教師の過重の問題でも、かつてもう夜中までついていたんですね。それは自分のために何か例に挙げるための資料をつくっていたとか何とかいうことだったんですけれども、今は割と早くにはなっていますけれど、やっぱりなるべく時間内にやってもなかなかおさまらないのはあると思うんですけれども、やっぱり早く、子供も家族がいるわけですので、帰ってもらって、また明るく日は元気な姿で子供たちに接してほしいという願がありますので、そういう努力はされているとい

うことですので、期待をいたしたいと思っています。

それから、不登校とかいうのも難しい問題ですけれども、今一生懸命取り組んでみえるということ、お願いをして、就学援助のこともききのうの総括質疑からいろいろわかりましたので、ぜひその方向でやっていただきたいと思いますと思っています。

教育の問題はそれぐらいにして、次は地上デジタルの問題であります。

今、放送されていますアナログ電波というのは、二〇一一年七月二十五日から地上デジタルへ移行するということになりました。そこで、共同アンテナを今北方町は使っていたと思うんですが、中電であるとか、あるいは県の補償で共同アンテナが立っているわけですが、これがデジタルになったら本当にどうなるのか、保障してもらえないのか、あるいは一体費用はどのくらいかかるのか、テレビが本当に見られるのかといういろんな意見が住民の方から寄せられているわけでありまして。今テレビを見ていると、テレビ画面の右上の方にこのテレビはアナログという文字表示がなされています。これはデジタルへ移行するマークとのことですが、早く地上デジタル対応をして、テレビを買いかえてほしいというふうに感じられるわけでありまして。そこで、地上デジタルを見るには、三種類あるそうでありまして、きのうもいろいろ意見が出ましたが、デジタルテレビに買いかえをする、そして二番目に、アナログテレビにはデジタルチューナーや、またこれのデジタルチューナー内蔵の録画機材、あるいはまたアンテナの設置をする、そして三つ目にはケーブルテレビで見る、この三つがあります。アナログ波は、今、池田山の方から電波を流しているようですが、今度デジタルになりますと、今、岐阜市の金華山に夜行くとびかっと光っていますが、あそこにデジタルが一つと、それから岐阜

市の北の方になります百々山から二つ電波がアナログではなくデジタルが出るのであります。電波が違うことによって、北方町ではアンテナのついているところであればアンテナの向きを変えることもしなければなりません。そこで、さっき言いました共同の鉄塔とか、あるいは共同アンテナが不必要になるなどということだそうであります。そして、本当にどうということかというところ、アナログからデジタルに変わったときに、テレビが全く見えるか見えないかというその二点が障害があるかどうかということはおわかるのであります。今、北方町では、きのうの総括質疑の中でありましたけれども、ケーブルテレビの加入助成は、今新築の一戸建てや、あるいは集合住宅が対象になっているわけであります。地デジを見るに当たっては、ケーブルテレビ加入も一方法ですが、もう少しこれを安くしていただければＣＣＮに入る人もいるのではないかと思いますが、これについては、まず協議をもつていただきたいと思っています。そこで、この役場にあつたんですが、地上デジタルのレッツ！というパンフレットで草薨君という人だそうであります、試算では一体どのくらい費用がかかるのかということで見てもみますと、デジタルテレビを受信するに当たって、まずこの対応テレビを買うに当たっては十三から五十型のテレビがあるそうですが、価格は四万から六十万に、そしてこのテレビをつけて、今度はUHFのアンテナをつけたいといけない、そのアンテナの価格、本体だけで五万円、そしてそれを設置工事をするために三万円、一番小さなテレビをデジタルにしても七万五千円ぐらいのお金がかかる、それから、今のアナログのテレビにチューナーでデジタルを見たいということにすれば、一番小さいので二万円から十万円、そして今度はチューナー内蔵の録画機器をつけるためには、これが五万円から三十万円、そして今度は

アンテナをつけるということになってきますと十万五万円、それからケーブルテレビで受信する場合には、地上デジタルの対応テレビ、これも十三から五十型で四万から六十万円、そしてチューナーをつけると二万から十万円、そして内蔵の録画機器もつけると五万から三十万円、本当に万単位のお金がどのテレビに買いえるか、あるいは今のテレビを見て経済的に買えるかということによって、もう万というすごいお金がかかります。それで、やっぱり住民の中にも買いかえることのできる人もいますし、買いかえることもできない人もいるわけですので、こうした住民の不安、一体どのくらいかかるのか、こういうことについて、それは総務省の東海の方から出ていますので、こういった人たちも呼んで、一回住民に対して説明会を開いていただければ、少しでもこの不安とか、これぐらいかかるからこれぐらいお金をためて買わないかとかいうことがわかってくるんじゃないかと思いたすので、ぜひこのデジタル問題については、国で電波法が変わったとはいえ、住民に負担をかけますので、ぜひ説明会をしていただきたいと思っています。

一、総務課長 それでは、日比議員のデジタル放送に伴う住民説明会をとというような御質問にお答えしたいと思います。

内容等につきましては、日比議員が概略を説明していただきましたので、きのうの総括質疑においても一部触れておりますので、説明会関係については、簡単に答弁をさせていただきます。

御存じのとおり、国の施策によりまして電波法が改正されましたことに伴いまして、アナログ放送からデジタル放送への完全移行を円滑に進めるため、アナログ放送を視聴しているすべての世帯に対しまして、繰り返し切りかえ方法などの情報提供を徹底して取り組んでいく必要があると思っております。特に、高齢者並

びに障害を持たれている方、それから情報が届きにくい視聴者にも確実に情報提供をされることが重要だと考えております。そのためには、あらゆる関係者がそれぞれ実施可能な広報手段によりまして、きめ細かな周知広報活動を展開し、関係者がそれぞれの取り組み状況を共有することなどにより、効果的に周知方法を行うことが肝要であると考えております。そこで、先ほど日比議員も申しました国を初めといたしまして、放送事業者、ケーブルテレビ事業者、それから受信機のメーカー、それから販売店、それから地方公共団体等の関係機関の連携を強化し、周知、広報及び普及に向けた活動を強力に推進するために、二十一年一月三十日付で周知・広報に関する関係者連絡会が設置されました。東海総合通信局及びテレビ受診者支援センターが事務局を担当することとなっております。当然、当町も構成メンバーの一員として広報活動の一翼を担うわけでございます。また、地域に密着した調査、相談対応を丁寧に行うため、県に総務省岐阜県テレビ受診者支援センターが設置されまして、二十一年の二月二日から業務を開始しております。これらの関係機関と連携し、対策を講じてまいるところでございますが、新年度におきましては、北方町の幾つかの地域で支援センターやケーブルテレビ事業者のCCNが主体となり、地上デジタル放送についての説明会を開催されるように現在進められておられますので、北方町といたしましても、相談窓口の紹介を初めといたしまして、積極的に広報活動を実施していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それともう一つ、昨日もお答えいたしましたですが、料金的な話でございますが、CCNとの値段交渉、これについては粘り強くまた交渉をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

一、九番 日比玲子君 地上デジタルの説明会については、四月以降、町としてはやってくださるということですので、きめ細かに対応をしてくださって、住民の不安を少しでも和らげていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

そして、最後になりましたが、肺炎球菌のワクチン接種に助成をしていただきたいということで質問をいたします。

この肺炎球菌は、どこにでもいるそうではありますが、高齢になつてくると体の抵抗力が弱まり、風邪を引いたときなど、気管支が弱くなり、この球菌が肺まで行つて肺炎を引き起こすと言われております。肺炎にならないためには、風邪やインフルエンザにかからないことがとても大事です。風邪は、手洗いやうがい、あるいはまたインフルエンザであればインフルエンザのワクチン接種である程度防ぐことができます。この肺炎球菌ワクチンというのは、インフルエンザのワクチンと併用すると大変効果があると言われています。この肺炎球菌というのは、五年ほど効果がありますので、例えばインフルエンザの予防接種は大体年に一回高齢者の方は受けていただいているわけですので、一回受けたらまた五年後に肺炎球菌のワクチン接種をするということもとても効果的です。そのことについてはぜひ考えていただきたいと思っております。北方町では、十九年度決算資料では九十九人の方が亡くなっております。この死因についてはいろいろなこと、なかなかわからないということですが、割と肺炎でなくなつていらっしゃる方はたくさん私はあるのではないかと思っております。北方町では、インフルエンザの予防接種の自己負担はたしか千五百円だと思えますが、二千円が町で助成しています。五年に一回この肺炎球菌のワクチンはいいいいということでありますので、このインフルエンザとちよつと上乗せした形で助成をしていただきたい

と思っております。ちなみに、今のところ全国ではわずか十五市町村がこの肺炎球菌のワクチンの接種に対して助成をしているのであります。これはなかなか広まらないということもありますので、ぜひ北方町でも少しでもこういう処置をしていただいで、お年寄りが安心して元気で長生きしていただくためには必要ではないかと思っております。

一、福祉健康課長 御質問の高齢者の肺炎予防接種事業について、お答えをいたします。日本人の死亡原因の一位はがん、二位心臓病、三位脳卒中、四位に肺炎が続いてきております。特に、高齢者が肺炎にかかると重症化しやすく、年齢を重ねるとともに肺炎の死亡率が高くなっております。このため、平成十二年度から高齢者に対し、毎年のインフルエンザ予防接種費用を助成するなど、予防対策に努めてきております。インフルエンザにかかった高齢者の二五％が細菌性肺炎にかかると言われております。最近では、御指摘のとおり、肺炎球菌ワクチンが有効だとされ、平成十九年度には全国で高齢化率が高い地域を初めとして、現在七十二自治体で、一回八千円から九千円の接種費用の半額程度を助成されております。この制度がまだまだ広がっていない原因を考えますと、このワクチンの免疫効果が五年という長い期間の反面、五年以内に再接種をしないとひどい副作用があるというような懸念から、生涯一回だけの接種しかできないという形に日本ではなっております。そのため、予防接種の記録管理などが必要となることが考えられます。また、このワクチンは七七％が有効だとの評価がある一方、効果はまだまだ疑問だとする報告もあります。こうしたことを考えまして、北方町としては、こういう結論が確定することを待ってから医療機関初め、関係機関と慎重に検討をしていくこととなりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

す。以上でございます。

一、九番 日比玲子君 木野村課長が言われたとおりだと思えます。疑問ということもありますけれども、結論が確定してからというよりも、もう十年かかるか二十年かかるか、遠い先の話のような気がします。なるべく早くお年寄りのためにも大事なことです。日本で確定をしていくことだと思えますが、ぜひとも検討をしていただきますようお願いをして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

一、議長 五分間の休憩をいたします。

午前十一時二十五分 休憩

午前十一時三十二分 再開

一、議長 再開をいたします。

次、立川良一君。

一、六番 立川良一君 議長のお許しを得まして、一般質問をさせていただきます。今回、税の公平という観点から、収納課が新設されることになりました。一億七千万、毎年累積滞納額が六億六千万を超える、

今大変時宜を得た事業だと思っております。今まで、各課の努力にもかかわらず、収納率が一向に向上しない、住民税（個人・法人）、固定資産税、軽自動車税、保育料、上下水道料、給食費、町営墓地、介護保険料など、本来は払わなくてはならないものが払うことができないう方が大変多くおいでになります。一億二千五百万、六億二千六百万という累積滞納額や滞納額。きょうは、その中で住民保険課長さん、税務課長さんにちよつとお尋ねをしたいと思っております。

税務課長さんに、毎年滞納が五千二百万ぐらい、累積滞納額が二億三千二百万円、軽自動車税はのけて、大変個人の収入源がふ

えてきております。だから、私は税務課長さんに今まで滞納を含めて、収納に向けての取り組みをお尋ねしてまいりました。税務課の課長さんは、大変問題意識を持っておられますし、努力をされるという姿というのはいかががえました。大変うれしく思っております。特に昨年、平成二十年の七月からは、職員一人を県庁の税務課に派遣をされて、滞納処分研修を行っておられますし、毎月第四木曜日に夜間納税相談日、午後八時までおやりになっております。こうした地道な努力というのは、必ず今後の収納率の向上に役に立つものと思われまます。平成十八年度分、十九年度分は、わずかずつですけれども上がってきておりますし、繰り越し滞納額は減ってきておりますので、大変期待をいたしております。これは頑張っていたかと思っております。そんなときに、実際現場で業務に当たっておられて、なぜこう北方は収納率が悪いのか、どこに問題があるのかなということについて、収納課が新設をされたら徴収率は上がるのかなあと、そんなところをちょっとお尋ねをしたいと思います。

住民保険課長さんには、毎年、平成十八年度の収納率が八九・五七％、十九年度が八九・七五％、国民健康保険税が高いと日比議員の指摘がいつもありますけれども、累積滞納額が三億八千六百四十万円、十九年度までが三億九千三百二十万円とふえてきております。やっぱり同じように税務課長さんと同じ理由で、収納に向けての取り組みということをお尋ねします。収納に向けて、税務課、国民健康保険税、こんなふうに取り組んでいますという回答でも、平成十九年度に向けてこう取り組みますという回答をされたんです。全く変わっていない。また明るる年、一字一句変わらない、同じことをまたことしもこういうふうにやりますと、

ちよつと税務課と大分違うんです。それで伸びない。努力をされるということもよく承知をしておりますので、決して個人的にどうとかという気持ちはありませんけれども、やっぱり普通、現年度分の徴収がうまくいかないとどうしたらいいかなあとか、どこに問題があるか、今一番やらなきゃいかんことはどんなことかなあということをやったり試行錯誤というんですか、繰り返しながらそういうことをされていくべきだと思います。これ一般会社ならば成り立たん。割と滞納が繰り越されていつてたまっていても、存続にとかという、会社ならつぶれてしまう、そういう姿勢では。もう必死になって取り立てる。社長からも責められるし、何をやっておるんだおまえはと、ぜひお願いをしたいと思います。

通告をしましたように、税務課と同じように、なぜそう国民健康保険税が徴収率が悪くて、どこら辺に問題があるかと。繰り越し滞納分は収納課の方に移ったら伸びると思われて、現年度がまだ一年間御努力をいただくことになっておりますけれども、ちょっとその辺を、両課長さんにお尋ねをしたいと思います。

一、税務課長 たいだいま、立川議員の質問に対してお答えをしたいと思います。

北方町が他市町に比べて収納率が悪いか、どこに問題があると思われるかについてお答えしたいと思います。

北方町は、土地区画整理事業、下水道事業など、積極的に住環境整備を進めてまいりました結果、アパートなどの集合住宅がふえ、持ち家率も五四％と都市化が進んだ町となってきました。このような町状況から、近隣とのつながりが薄く、また住民の町への帰属意識が希薄となり、町民の納税意識の低下が進み、町民税や国保税の収納率が年々悪化し、滞納繰越額も増加の一途を



たどっているのが現状であります。

このような現状の中で、町民税、固定資産税及び軽自動車税の町税全体の現年課税分の収納率は、十五年度が九七・九％、十六年度が九七・六％、十七年度が九七・五％、十八年度が九七・〇％、十九年度が九七・六％であります。滞納繰り越し分については、十五年度が二一・五％、十六年度が一・二％、十七年度が一〇・六％、十八年度が一〇・二％、十九年度については、やり方呼び出し方法を取り入れましたことによりまして、収納率が若干上がり、一六・六％になっております。ちなみに、県下四十二市町村の中で、住民税における現年課税分と、滞納繰り越し分を含めた収納率の順位は、十七年度が八六・八％の四十位、十八年度が八六・四％の四十一位、十九年度が九一・一％の四十一位のワースト二という不名誉な結果となっております。

限られた人員の中で、賦課事務と徴収事務を行っておるわけでありまして。したがって、徴収体制が必ずしも十分とは言えず、訪問徴収が主になっておりましたが、他市町村と比べてアパートなどの賃貸住宅が多いため、訪問しても不在が多く、収納効果も上がらなかったことが一つの要因でないかと考えております。十九年度から、従来の方法を改め、積極的に滞納者への働きかけを行い、いろんな事情などをお聞きした上で、分納誓約書を提出いただくなどをしまして、非協力的な滞納者に対しては預金調査を行い、預金の差し押さえとか、不動産、自動車などの差し押さえを実施し、収納率のアップに努力してまいりました。さらには、地方税法第四十八条に基づきまして、県に徴収委託と収納事務の強化を図るため、職員を一年間派遣いたしてきたわけでありまして。一方、二十年度から毎月第四木曜日を午後八時まで夜間納税相談日及び夜間納付日を設けまして、納税への意欲の高揚と利便を図

ってきたところであります。ちなみに、今年度、現在まで実施しました預金、自動車、不動産等の差し押さえました件数は四十四件、分納誓約件数は八十五件であります。また、県に徴収委託しました金額は二千六百二十万円で、このうち収納した金額は一千七百七万円、収納率は六五・六％になっております。また、夜間納税相談件数は、現在まで十件であります。

次に、二件目の質問であります、収納課新設されたら収納率が向上すると思われるかについてお答えしたいと思います。

申し上げるまでもなく、国民は納税の義務を憲法によって負わされております。そして、租税の負担は、公平を原則としているものであります。したがって、納税によって地方公共団体から利益を受ける権利が発生するものでありますから、権利と義務の啓蒙に努めることが大切であると思っております。収納課を設置することによって、こうした活動を一層充実させ、ともに滞納対策についても積極的に対応していくこととしております。二十一年度についても、引き続き県に徴収委託と職員一名を一年間派遣しまして、滞納処分事務についてノウハウを身につけてもらい、滞納事務の強化を図っていきたい考えであります。

また、納税者の利便性の拡充を図るため、二十二年度から軽自動車税のコンビニ納付できるよう納税通知書に変更いたし、二十一年九月ごろにはコンビニ納付したいとの希望者に対して町税等の納付書の再発行を行っていくなど、従来に増して努力をいたし、収納課を設置した評価をいただけるよう全力で取り組んでいく考えであります。以上であります。よろしくお願ひします。

一、住民保険課長 それでは、立川議員からの北方町が他市町に比べて収納率が悪いが、どこに問題があるかということについて、お答えをします。

税務課長が答弁いたしましたことにほとんど尽きますので、つけ加えるとすれば、住民異動が多く、転出した人の滞納分を含むその回収が難しい場合や、住民票が北方町にありながら、所在不明になっている人が多いことなども上げられます。きのうも一人、二年ほど所在不明の人が住民票を取りに来られました。きのう転出していただきましたけれども、そういったこともございます。保険者側の理由といたしましては、定期的に納付のお願いや催告書などは送付し、職員や徴収員による個別訪問をしてきましたが、日ごろの業務に追われながらなかなか会えない人も多く、納税指導や滞納整理の徹底できていなかった事例が多いのも要因の一つだと考えております。これらが相まって収納率が低くなっていると思います。

先ほど、立川議員の回答文書でございますが、五、六月でまだ勉強不足で、前年並みの回答をさせていただきます。大変申しわけないです。しかしながら、平成二十年度につきましては、徴収員が小まめに訪問徴収を行ったり、手つかずだった滞納者へ何回もお願いに行ったり、分納額の増額をお願いしたり、転出先まで訪問するなど、課員全員の努力によりまして、滞納分については既に昨年度収納額である三千三百三十三万を上回る三千八百九十一万四千円となっております。二月末現在で、前年に比べて七百七十四万六千円の増となっております。引き続き努力してまいりますので、御理解をよろしくお願いします。

次に、収納課が新設されたら収納率が向上すると思われるかについて、お答えします。

国保税を毎月一期分の半分にも満たない一定額しか納付しない人や、納付誓約書で分納の約束をしても一切履行しない人や、納税意識の欠如している人や転出した人、一般の滞納者などについて

でも働きかけが従来より積極的に取り組まれることによつて、一定の成果は期待できるものと考えております。また、立川議員の言われるように、払わないのではなく払えない人への配慮につきましても、相談業務を通じて、それぞれの事情に対応し、滞納者でも病気になるれば医者にかかれるような対応に気をつけていきたいと考えています。よろしくお願いします。以上です。

一、六番 立川良一君 ありがとうございます。一生懸命努力をされておりますけれども、今、世界の金融不安というか、国もそうなんですけれども、生きるということに必死になっておるんですよ、みんな家庭は。だから皆さんも収納というか、現年度分は各課でお願いをしていきますので、やっぱりもつと必死さというか、そこで、気をつけていただきたいなあというのが、今の時代もそうなんですけれども、一九九〇年代に長期不況が続いたんですけれども、そのときに正規から非正規という雇用代替というのが急速に進んで、非正規労働者というのはこの十年間、一九九七年から二〇〇七年までですけれども、大変ふえております、五百七十四万人という。正規労働者は逆に四百十九万人減ってきております。労働者の三分の一というか、千七百三十六万人というのが非正規、若い人に至っては四五・九%、女性に至っては五三・四%というのが非正規社員になっております。フリーターという人の平均年収というのは約百四十万、これは二〇〇六年の調査でありますけれども、国税庁の発表では、年収二百万円以下の給与所得者が千二十二人に達するということ、これは民間給与実態統計調査というところでありますけれども、まじめに働けば食べていけるという状態ではなくなってきました。労働の対価として得られる収入によつて生活を支えていくという、これまでの日本社会の当たり前というのが当たり前でなくなってきたと言われており

ますので、今までと違って税を払いたくても払えない人たちが大幅にふえてくるんじゃないかと思うんです。くれぐれも細心の注意を払っていただいてしっかり調査を行っていただいて、悪質というか、払えるのに払わないという人と、もう本当に払えない人というのを見きわめをしっかりと行っていただいて、頑張っていたきたいと思います。大変なお仕事をお願いしておりますので、よろしく願いをしたいと思います。

総務課長さんにとちょっとお願いをしておきたいと思うんですが、北方町の町職員の皆さんというのは、いわゆる住民サービス会社の社員であるわけですね。役場の職員の皆さんの応対というのが大変よくなってきておるといふ感覚を私は持っております。けれども、まだまだ若い人たちが、人として未熟というんですか、まだ多々見受けられます。先日というか最近なんです、事務局に用事があったて電話をしました、一一一一で。「もしもし」「はい」と言われた。沈黙、しまったと思つて間違えた、それで、「北方町役場ですか」と聞くと「はい」と二回目、ああよかった、よく間違えます。それで、「立川です。議会事務局にお願いします」「はい」、三回「はい」と言われた。大変簡潔でわかりやすくていいんですけども、ええつという、常時お電話を差し上げると「北方町役場です」とかという大変気持ちいい人もおるんですね。それが「はい」で終わると、あれ、かけ間違えたというふうにやっぱり思うわけです。

幹部職員の方々同士で研修を積まれて、腕組みをしてはいけないうとか、きのう総括質疑で役場へ入っていったんですが、一階のカウンター、応接の一番目立つところで若い職員が話をして腕組んでいました。やっぱりみつももないですね。奥の方の都市環境農政課とかああいうところは別にいいんですけれども、一番目立

つところで、ぜひお願いをしたいと思います。一般職員の研修というのは総務課長の管轄ですので、くれぐれも町長の意を受けてやっぱりやらないかんですよ、住民のために心をという。だから特に財政的にばらまくというか、そういうサービスができなくなっておりますので、やっぱり役場に来られた町民のすべて、高額納税者も、生活扶助を受ける方もひっくるめて、やっぱり温かいなという心で迎えてほしいなあと思うわけであります。ちよつとお聞かせをいただきたいと思ひます。

一、総務課長 大変失礼いたしました。議員御質問の接遇向上に対しましての質問でございますが、現在の室戸町政が始まりました間もないころ、平成十九年の五月十四日から六月八日にかけて職員との接遇に関する窓口アンケートを実施させていただきました。回答があったのは百五十三件、うち三〇%の方におかれましては、窓口対応に関しまして、何らかの不満があるとの回答がございました。この結果を非常に重く受けとめまして、窓口対応を初めとした職員の意識改革について、民間から講師を招いて、これももう全職員でございますが、研修会を実施させていただきました。それから、特に民間企業の中で模範とされておられます金融機関が主催されます接遇研修には、毎年新規採用職員を中心に研修に参加させているところでございます。積極的に取り組んでおりますが、今後も継続的にこうした窓口アンケートを実施し、職員の意識改善や資質の向上に努めたいと考えております。

それから、町におきましては、平成十九年度より進めておりますポイ捨てゼロ運動を今やっております。庁舎内のみならず、平常時から町民の皆様へのあいさつの励行や、庁舎周り、この周辺でございますが、勤務時間前の美化活動をするなどして、北方町の郷土愛を職員が高める取り組みを行っているところでございま

す。ほかに、毎月、月例庁会がございますが、町長、それから副町長、教育長が月がわりで訓示いただく月例庁会をやっておるわけですが、その中でも、特に町職員として襟を正して職務に当たるようたびたび諭されているところでございます。今後とも、この取り組みを継続して推進していきたいと考えておりますし、また新たな効果が得られるような研修があれば模索していきたいと思っております。

とにかく、憲法十五条の第二項に定められております全体の奉仕者であるべく町職員としての資質を高めてまいりたいと考えておりますが、立川議員の視点からまた不足が感じられましたら、ぜひ職員の資質の向上のために御指摘願えればと思います。よろしくお願いいたします。

一、六番 立川良一君 ありがとうございます。大変厳しい時代を迎えますので、執行部と議会と一丸になって、町民のためにというか、町民の方々に満足していただける町政のために努力をしたいと思っておりますし、ぜひお願いをしたいと思います。ありがとうございます。

一、議長 正午になりましたけれども、あと一名でございます。質問時間も二十分ほどの通告を受けておりますので、続けて一般質問をいきたいと思います。

次に、福井裕子君。

一、五番 福井裕子君 議長のお許しをいただきましたので、本日は二項目の一般質問をさせていただきます。

まず初めに、平成二十一年、アメリカ発の百年に一度と言われる世界的な金融・経済危機が生じている中、北方町施行百二十周年が終わろうとしております。町長さんを初め、職員の方、また企画運営に携わった多くの方々には、イベント等に忙しい年であ

ったと心より敬意を表します。それと、ほぼ天候に恵まれたことも驚きの一つでございます。私もすべての行事に参加することはできませんでしたが、一番印象に残ったのは、夏休みの終わりのNHKラジオ体操でございます。北小グラウンドにいったばい、二千人以上の人が集まった光景は感動でございます。また、小さな町なのに初めて見る面々にも驚きましたが、すごく新鮮でした。改めて北方町は人の出入りの多い町なんだと実感したところでございます。また、町制施行百二十周年記念の冊子に触れ、明治二十二年、三千人の人口の町から一万八千人の人口になってきたことに、人災、また天災の困難を乗り越えて現在に至っていることに感慨深いものがあります。そこで、町長さんには百二十周年の記念行事等についての感想というか、総括をここで聞きたいと思っております。よろしくお願いいたします。

一、町長 一年間にわたって実施をいたしてまいりました町制施行百二十周年記念行事は、過ぐる一月十八日に行いました心の糧発表会と浅野史郎さんの特別講演会をもって予定をいたしました記念行事のすべてを無事に終えることができました。議会の皆さんを初め、町民の皆さん方の御協力に改めて厚く御礼を申し上げます。

記念イベントの先陣を切りました北方寄席は、大勢の皆様にお運びをいただきました。本場の演芸場の雰囲気満喫していただくことができました。また、島津亜矢ふれあいコンサートでは、文字どおり県の内外からのファンにお集まりをいただきました。大きな盛り上がりを見せることができました。勅使河原郁恵さんも迎えての町民歩け歩け運動、NHKの御協力による、今お話のラジオ体操、あるいは真打ち競演など、盛りだくさんの企画に多くの皆さんが参加をしてくださいます。堪能をされたことだと

思っておるわけでございます。

これらの催し事を通じて私が感動し、うれしく思いましたのは、きらりスタッフや、あるいは中学生のボランティアによる献身的な御協力でありました。また、こういうことを申し上げますと身内を褒めることになって恐縮でございますけれども、職員の応対姿勢に対しまして、町内外の皆さんから多くのお札や手紙でお褒めの言葉をいただきましたわけでございまして、大変感激をいたしておるところでございます。こうした経験を積むことによつて、職員の高揚や団結と連帯が強まるきっかけになればと大いに愉悦感を覚えた次第でございます。

一方、一連の事業のために議会からお認めをいただきました予算額は、総額で千九百六十五万二千円でございますが、実績は千二百一十一万五千円となる予定でございます。入場料をいただきました、イベントの中で主なものの収入は、島津亜矢ふれあいコンサートでは事業費九百一十五千円に対して、六百一十一万二千円の入場料をいただくことができました。また、別会計でございますが、北方寄席は事業費が百六十万でございますが、これに対して八十四万円でございます。それぞれの事業費の半分以上を皆さん方の御努力によつて入場料という形で調達できましたことも御報告を申し上げておきたいと思つております。また、後世のために小冊子「百二十年記念・時の太鼓が見た北方町」や百二十年記念公園の建設などもこれからの北方町の歴史に確かな一ページを刻むことができたものだと思つておるわけでございます。歴史を十年ごとに区切るのは機械的に過ぎるかもしれませんが、それでも西ドイツの大統領であったワインゼッカーは、「過去に目を閉じる者は、現在に対しても盲目だ」という名言を残しておるわけでございます。やはり適宜なときに私どもは立ちどまつて、

過去を振り返り現在を見詰め直し、未来を語ることは人間生活に必要な条件の一つではないかということを感じたところでございます。

こんなことを思いながら、町制施行百二十年記念事業を振り返つてみますと、自画自賛のおしかりを承知で申し上げますが、有意義で価値ある一年間だったと総括をさせていただいております。もちろん評価は町民の皆さんにいただくものでありますし、時代が裁いてくれるものであることは申し上げるまでもないこととありますが、せっかくの議員の御質問でございますので、まことぶしつけでございますけれども、私の感想を申し上げます。御答弁とさせていただきます。ありがとうございます。

一、五番 福井裕子君 ありがとうございます。私もまさしくそういう思いで一年を終えられるなあというふうに本当に心より思っております。私も本当に大きなイベントとか小さなイベント、何でもいいと思うんです。どれだけの苦労や、また失敗があったとしても、そこに町長言われますように、人は育つていると信じております。北方町に私も三十年余り住んでおりますが、とても住みやすいところだと思つております。住みやすいから一万八千人余りの人口の町になつてきたことでしょう。町長さんが就任以来、住民参加のまちづくりを追及され、自分たちの町は自分たちでよくする、草の根民主主義のまちづくりを目指しておみえです。どれだけ多くの方たちと語つておみえになつたかというふうに推察しております。多くの人が町への参画意識を高めていって、どうか多くの人材を次の百三十周年に送つていただけるものと信じております。住みやすいまちづくりは、人が育てば住みやすい町になつていくと思つています。私は本当に微力ではありますが、ボランティアを通じまして若い人たちと一緒に育つていけたらなあとい

うふうに思っておりますので、またよろしくお願いいたします。

続きまして、二問目の質問をさせていただきます。今日、喫煙が健康に及ぼす悪影響については、いろいろな研究成果が発表され、私たちの認識は高まってきており、たばこ離れが進んでいるかのように見受けられますが、北方町の税収が一時一億円を割った時期もございましたが、またふえているということにつきましては、たばこの値上がりもあると思いますが、ちよつと残念なふうに思っております。たばこの煙には、吸った人が吸い込む主流煙と、火のついた部分から来る副流煙とがあり、この副流煙には主流煙の二倍から三倍とも高い濃度で多くの有害物質が含まれていると言われております。今や、平成十五年五月に健康増進法が施行され、法律の第二十五条には受動喫煙被害防止が盛り込まれ、学校、体育館、集会場、事務所、官公庁施設、飲食店その他多数の者が利用する施設を管理する者について、受動喫煙を禁止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないと定めております。北方町も本庁舎、公共施設、小・中学校で分煙に努力されていると見受けられます。たばこの話は愛煙家の前ではタブーとされますが、これから述べます薬物に手を出す子供たちは、たばこから薬物に入っていくと聞いております。最近、スポーツ選手や芸能人、また現役大学生の逮捕など、薬物事件のニュースがあります。また、硫化水素による自殺もこの北方町でも、悲しいかな、ありました。残念です。

本日は、子供たちの非行防止と更正、薬物汚染の拡大防止のために全国各地の繁華街で夜回りと呼ばれているパトロールを行い、命を削り、取り組んでみえる水谷修先生の書の中での話を入れ、質問させていただきます。

先生の話の中で、学生逮捕者を出した幾つかの大学で講演され

る中、集まった学生や教員を前に、今まで自分の身近で薬物のうわさを聞いたことがある人はと聞くと、半数挙手がありました。また、身近でやっている人を見たと言った人は約二割あつたそうです。私もそうでしたが、普通の若者が薬物に手を出すはずがないと思つていますが、現実には薬物を使用した学生が一人もいない高校や大学を探すが難しいと言われております。

薬物蔓延の直接の原因は、一九九一年にできた暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律によつて、地上げなどの経済暴力や民事介入暴力が徹底して締めつけられました。そんな中、暴力団が新たな資金源として目をつけたのが若者たちへの薬物売買だった。そして、外国から安価で入ってくる覚せい剤を大人に対してではなく、やせ薬、頭がさえて記憶力も上がる薬といって、高校生、中学生などにも売り、覚せい剤が入つてこなくなつたら、今度は大麻を新たな資金源として十数年間でこうして社会の方に広がつてきたと言つておられます。

今日の薬物乱用は日本の存亡にかかわる問題だといひ、国を挙げて薬物防止キャンペーンを進められてまいりました。その結果、一九九八年、すべての高校に薬物乱用防止のビデオが配付されました。毎年一回、薬物防止の講演会、さらに保健体育の時間を使って、三年間で二時間の薬物乱用防止の授業をすることが決まり、一九九八年にはすべての中学校でも実施され、二〇〇〇年にはすべての小学校にもビデオが配られるまでになったと聞いております。北方町では、一つ目に教育長にお伺いしたいんですが、取り締まり強化は行われておりますでしょうか。また、二番目の小・中学校での薬物乱用防止教育のための町職員の資質向上は図られておみえでしょうか。三番目に、警察との連絡等はどのようにおみえでしょうか。四番目に、子供たちへの教育はどのようにさ

れておられますか。まず最初に質問をさせていただきます。

一、教育長 平成十九年度の警察庁の調べによりますと、全国二十二市区町村で調べた結果は、特にたばこについて言えば、十人に一人は中学校二年生の子供たちは喫煙をしているということの状況になっております。薬物ということでございましたけれども、薬物について調べてみますと、小・中学生はほぼゼロでございまして、高校生以上の青年が薬物に手を染めているというデータが出てきております。

四点ございましたけれども、似ておりますので、まとめてお話をさせていただきますというふうに思っております。

以前は、特に北方の場合も含めて、全国的にたばこの禁煙指導というんでしょうか、また喫煙してはいけませんよという指導、こういうことにつきましては、精神主義が中心でございました。

精神主義ですから、それは体に悪いよとか、そういう言葉による指導が中心だったというふうに考えていただいていると思います。しかし、今議員が御指摘されたとおりでございまして、なかなか直っていかない、あるいは一たん手を染めてしまうと、それが初発型非行といいますが、次第に薬物へ手を染めるといって、段階的にいけば進んでいってしまうと、こういう心配がございまして、今日では実証主義的な教育を進めようということで、これは学校、警察、青少年健全育成にかかわる諸団体がすべてこの実証的な指導に取り組んでいるというのが実態です。この実証的指導というのはどういうことかといいますと、実際に、これは中間になりませぬけれども、おっしゃるとおり、御指摘されたようなビデオが配付されておりました、実際に肺の中の様子を見せるとか、専門医に来ていただきまして、そして薬物を使った場合にはどういう体の状態になるかという写真を見せたりとか、実際の治療に当たつ

ている影をつけた映像を流したりとか、こうして実証的に指導していきましょと、こういう今指導に切りかわってきておりまして、小学校も中学校も含めて計画的にその指導に当たっているということが言えます。じゃあ、北方の場合はどうかということになりますと、北方では計画的に行っておりますのは、小学校では六年生で言えば、体育、保健領域の時間を使いまして、三時間行っております。中学校では四時間、同じように保健領域分野で四時間を充てて計画的に指導に当たっております。このほか、学級活動という時間がございまして、この学級活動という時間を使って、計画的にまた喫煙、特に中学校などはやはり喫煙する子供がいますので、そうした子供の生徒指導上の問題として補導しながら指導に当たっていると、こういうことが言えるのではないかと、こういうふうに思っております。

連携につきましても、これは警察だけではなくて、関係する諸団体がすべて同じスタンスに立って行っておりますし、近隣市町と情報交換をしながら進めておるといのが現状です。そのため、生徒指導連絡協議会、あるいは連携強化委員会、こういうものを立ち上げまして、関係する職員が集まりました対策を考えている、こういうことが言えるのではないかと思います。

私どもは、特に初発型非行、この一番多いのは万引きでございまして。この万引きをして繰り返していくうちに次第にエスカレーターするという傾向が見られますから、ここを断ち切る、つまり万引きをする子供たちを防ぐと、ここから一つ目の指導に当たっておりますし、二つ目は、直接喫煙をする子供を見つけた場合には、保護者ともども、今言いましたような実証的な指導を通して、たばこを吸わないようにという指導と、この二つの側面から進めているということをお理解していただけたらありがたいと思っております。

ります。以上でございます。

一、五番 福井裕子君 ありがとうございます。

先生がそういった子供たちに指導をしておっていただけるということはよくわかりました。私もたまたま普通の中学生の女の子がたばこを吸っているのを一回見かけたもんですから、本当にいよいよ北方町にも最悪そういった子供たちがいる場合、守っていかなきやならないなあというふうに思ったもんですから、今回取り上げさせていただきました。本当に子供たちを守るということは、言われましたように、やはり初期段階というか、小さなころより教育をしていかなければならないと思っております。薬物乱用防止教育を徹底して、知識とスキルを身につけさせることが必要と、やはり教育長も言われましたように、水谷先生も指導しておられます。こういった北方町の子供に限って、やはり健康で育ってほしいものだと思います。

一つ、教育長にお願いというか提案したいんですけど、水谷先生のお話というものを私も一回聞いたんですが、本当に厳しい趣の中で真剣に戦ってみえるなあというふうに見受けられました。それで、ある町に来たときには、講演するところに来たときには、必ず駅をおり、町の中を通って、そしてそれから講演が始まるというぐらいチェックをしながら町の実情に合った講演をされるというふうにも見受けられました。ぜひ北方町、今言われましたように、若干緩やかというか、安心してみえるような趣なんですけれど、一度水谷先生に来ていただきまして、町を一回チェックしていただきながら、親子ともども本当に講演を聞かれた方がいいんじゃないかなあというふうで、今回私も提案やらお願いやらで質問させていただきました。ありがとうございます。終わります。

一、議長 では、これにて一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りをいたします。委員会審査等のため、三月十四日から三月十八日までの五日間を休会といたしたいと思います。御異議ございませんか。

(異議なし)

一、議長 御異議なしと認めます。よって、三月十四日から三月十八日までの五日間を休会とすることに決定をいたしました。

第四日目は、十九日午前十一時から本会議を開くことにいたします。

本日はこれにて散会いたします。大変御苦勞さまでございました。

午後〇時二十五分 散会



右、会議の経過を記載してその相違のないことを証するためここに署名する。

平成二十一年三月十三日

議 長

署名議員

署名議員

